

令和 7 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月10日

江南市議会建設産業委員会会議録

令和7年12月10日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第103号 江南市都市公園条例の一部改正について
議案第104号 江南市道路占用料条例の一部改正について
議案第105号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
議案第106号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について
議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）

第4条 債務負担行為の補正のうち

側溝・舗装等工事費

雨水貯留施設整備事業

議案第116号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第117号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

行政視察について

研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	岡地清仁君	副委員長	津田貴史君
委員	宮地友治君	委員	堀元君
委員	尾関昭君	委員	東猴史紘君
委員	三輪陽子君		

欠席委員（0名）

委員外議員（10名）

議長	中野裕二君	議員	野下達哉君
議員	掛布まち子君	議員	伊藤吉弘君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	石原資泰君	議員	長尾光春君
議員	須賀博昭君	議員	牧野行洋君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	石黒稔通君	議事課長	間宮徹君
主任	岩田智史君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
経済環境部長	平野勝庸君
都市整備部長	鵜飼篤市君
危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長	茶原健二君
商工観光課長	田中元規君
商工観光課副主幹	八橋直純君
商工観光課副主幹	永田裕生君
企業誘致推進課長	尾関高啓君
企業誘致推進課主幹	駒田直人君
農政課長	夫馬靖幸君
農政課副主幹	岩田浩和君

環境課長	相 京 政 樹 君
環境課副主幹	近 藤 祥 之 君
環境課副主幹	長谷川 悟 君
都市計画課長	山 本 健太郎 君
都市計画課副主幹	安 田 裕 一 君
都市計画課副主幹	三 輪 晶 俊 君
都市整備課長	石 川 晶 崇 君
都市整備課主幹	加 藤 考 訓 君
土木課長	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課副主幹	川 崎 智 之 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
水道部下水道課長	小 池 浩 司 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	間 宮 健 次 君
水道部下水道課副主幹	石 井 詠次郎 君
水道事業水道部水道課長	中 村 雄 一 君
水道事業水道部水道課主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	小 島 宏 征 君

○委員長 おはようございます。

定刻より若干早いですが、皆様お集まりでございますので、ただいまより建設産業委員会を開会いたします。

本日は御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、8日深夜に発生しました青森県東方沖を震源とする地震により負傷された方々をはじめ、被災された全ての皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。被災地域の皆様の安全と一日も早い復興・復旧をお祈りいたします。

私たちの暮らしを取り巻く環境は、今大きな転換期を迎えております。政治の不安定さから政策の継続性が揺らぎ、さらに地方自治体の財政状況も一段と厳しさを増しているのが実情でございます。こうした課題の背景を的確に見極めて市として何ができるのか、どのように市民の安心・安全を守っていくのかがまさに問われているところでございます。

本委員会は、都市基盤整備や地域経済を支える建設産業の振興など、市民生活を取り巻くまちづくりにとって極めて重要な分野を所管しております。本日も条例の一部改正や一般会計補正予算を含む多くの重要議案が付託されております。どうぞ忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市長さんから御挨拶をいただきます。

○市長 改めまして、おはようございます。

ただいま委員長のほうから様々御意見をいただきましてありがとうございます。

先日の北海道、また三陸沖の地震というようなことでございますが、初めて後発地震というようなことで情報が発令をされたというようなことであります。今後どのような形になっていくかということとは分からないところがありますけれども、私たちにとって、特にこの地域、ひょっとしたら災害が少ないところだというような、そんなようなことが言われておりますけれども、あまりそうしたことに過信せずにはっきりとした備えをしていかなければい

けないということを改めて思っておるところでございます。耐震化の備え、そして家具の転倒防止、そうしたことをはじめとしまして、非常持ち出しの水、食料、そうしたものの備蓄というものに対してしっかりと啓発をしていかなければいけないというふうに、改めて思っているところでございます。どうか議員の皆様方におかれましても、そうした啓発活動に御協力を賜りますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、去る11月27日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　市長さんは、この後、公務のため退席をされますので、御了承のほどよろしくお願いをいたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第103号　江南市都市公園条例の一部改正についてをはじめ、7議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で、発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただ

き、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第103号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第103号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 令和7年議案第103号 江南市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

議案書の48ページには、江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）を、議案書の49ページから50ページには、参考として新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 50ページにある、その他の柱類というのがあるんですが、電柱以外のものってどういうもので、市内にどのぐらいあるのか教えてください。

○都市計画課長 中部電力の管理している電柱やN T Tが管理している電柱のほかの電柱になりまして、江南市内の公園には設置されている事例はございません。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 今回の草井公園を加えることでどのような影響があるか、周辺地域も含めてどのような影響がありますかね。

○都市計画課長 今現在、江南市の北部地域には、江南緑地公園の草井、中般若等がございますが、どうしても地域の方が利用するには堤防を横断する必要がございます。現在整備しております下般若配水場の西側約300メートルに位置する草井広場として管理しているものなんですが、それを公園と

して整備することによって、その街区のお住まいの方の公園利用ができるという状況になるものでございます。

○堀委員 地域の人が自由に使える公園を造るということですね。はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休 憩

午前9時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第104号 江南市道路占用料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第104号 江南市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 おはようございます。土木課でございます。

議案書の51ページをお願いいたします。

議案第104号 江南市道路占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の52ページから53ページに条例（案）を、54ページから65ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　今回の場合は、地価水準の変動でこの料金単価が変わってきているということなんですけれども、地価だと場所によって変わるんだと思うんですけど、それぞれの電柱とかによってこの金額変わっているということがよく分からないのと、あとこれは高くなっているところと安くなっているところがあるんですけれども、どういう基準でこれは上がったたり下がったりするのか教えてください。

○土木課長　　こちらのほうの地価変動に関するところでございますが、こちらのほう、国のほうの変動によりまして、国のほうの改定がございまして、その後に県のほうの改定が令和7年4月にありました。江南市のほうも合わせて改定していくわけなんですけど、江南市に関しましては、全部で同じ級地、5級地、5つの区分に分かれておりまして、江南市のほうは2級地というところで区分されております。ですので、県のほうでも国のほうでも、江南市内のほうの電柱とかであれば同じ水準に合わせる必要性があるために、今回合わせて改定するものでございます。

それで変わる基準については、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、国のほうが令和5年4月1日に道路占用料の改正を定めた道路法の施行令を改正いたしました。県のほうは令和7年4月1日に愛知県の道路占用料条例の改正を行ったことによって、市のほうも合わせて改正していくものでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長　　よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　確認なんですけど、市道の占用許可等の中で、例えば市道に店とかの看板を道路に出して使っている。また、上のほうへ行くと、いわゆるいろんなものが空中、いわゆる市道の上空にはみ出ているというようなことは、そういうような場合は、それは許可等に入るかどうか、また入った場合は、使用料をもらっておるかどうか。

○土木課長　　今委員お尋ねの看板に関して、突出型看板というものがございまして、こちらのほうは占用料をいただいているところはございます。

ただ、もう一つ、三角のバリケードのような、歩道等に設置するほうは一般的には許可は出していないような状況でございます。

○堀委員　例えばあんどんのようなもの、そういうものを前へ置いて、道路にはみ出して、道路に置いているところがあるわけですよ。そういうものは占用料をもらっているかもらっておらんかです。

○土木課長　今のあんどんのような話に関しては、一般的には道路占用の許可は、交通の妨げになりますので、許可は出していないということで、占用料のほうもいただいていないという状況になります。

○堀委員　現状はやっぱり見ますから、それはやはり市のほうでしっかり確認して、占用料をもらえるものならもらったほうがええというふうに思いますのでよろしく。以上です。

○委員長　要望ということで。
ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時41分　休　憩

午前9時41分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第105号　江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第105号　江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

○土木課長　引き続きまして、議案書の66ページをお願いいたします。

議案第105号　江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の67ページに条例（案）を、68ページから70ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時43分　休　憩

午前9時43分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第106号　江南市準用河川占用料条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第106号　江南市準用河川占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　引き続きまして、議案書の71ページをお願いいたします。

議案第106号　江南市準用河川占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の72ページに条例（案）を、73ページから75ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時44分　休　憩

午前9時44分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第106号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第114号　令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

第3条　繰越明許費の補正のうち

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）

第4条　債務負担行為の補正のうち

側溝・舗装等工事費

雨水貯留施設整備事業

○委員長 続いて、議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳出、第3条 線越明許費の補正のうち、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）、第4条 債務負担行為の補正のうち、側溝・舗装等工事費、雨水貯留施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明させていただきますので、議案書の146、147ページの下段をお願ひいたします。

4款1項2目環境保全費の温暖化防止事業で1万2,000円を減額、その下、環境監視事業で同じく1万2,000円を減額するものでございます。

次に、148、149ページをお願ひいたします。

4款2項1目清掃費の人件費等で758万4,000円を減額、その下、ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業で1万2,000円を減額、その下、分別ごみ収集運搬事業で4万6,000円を減額、その下、リサイクルステーション運営事業で4万9,000円を減額、その下、ふれあい収集事業で26万円を減額、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で153万円を減額。

最後に150、151ページになりますが、上段の尾張北部環境組合関係事業で275万1,000円を減額するものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大薮議員 おはようございます。よろしく申し上げます。

1点だけです。

議案書151ページ上段、新ごみ処理施設建設事業、減額の275万1,000円ですね。ちょっとこの内訳を教えてください。以上です。

○環境課長 こちらの内容でございますが、基本的には前年度の繰越金を歳入として受け入れるものでございまして、そちらの繰越しの金額が683万3,000円となります。その関係で、負担金を応分、それぞれの割合に応じて減額することになりますので、江南市の負担割合40.259%ということで、683万3,000円から割り返した数字が275万1,000円ということになります。

○大薮議員 純粹にこれは繰越金の分等と考えればいいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、経済環境部商工観光課の補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書のほう、152ページ、153ページをお願いいたします。

上段の5款1項1目労働費で、内容につきましては153ページの説明欄をお願いいたします。

就業相談等運営事業で、こちら会計年度任用職員の社会保険料等といたしまして1万5,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして1ページはねていただきまして、議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

上段の7款1項1目商工費で、内容につきましては155ページの説明欄をお願いいたします。

職員の人件費等で350万8,000円の増額、その下の観光推進事業で1万5,000円の減額、合わせまして349万3,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、農政課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の152、153ページをお願いいたします。

中段、6款1項1目農業費、説明欄にございます人件費等で9万6,000円の減額と、農地保全推進事業で4万4,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企業誘致推進課長 それでは、議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、経済環境部企業誘致推進課の補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

中段の7款1項2目企業誘致推進費で、内容につきましては155ページの説明欄をお願いいたします。

職員の人件費等で1,308万3,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道部水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 令和7年度一般会計補正予算（第6号）のうち、水道部水道課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の150ページ、151ページ、下段をお願いします。

4款3項1目上水道費で94万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、151ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

企業会計管理事業といたしまして水道事業会計繰出金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 本会議の一般質問のときにも申し上げたんですけど、現在の水道のいわゆる県水の割合、地下水の割合がどのぐらいの状況かということと、少しでもやはりお金のかからない地下水をもっともっと増やして、県水のほうを少しでも少なくするというような形にすると、江南市の財政でも多少助かるじゃないかなというふうに思いますし、またほかの情報で、関市のほうで水道の基本料を全部無料にすると。何かふるさと納税か何かの関係かな。

[「重点支援金」と呼ぶ者あり]

○堀委員 重点支援金の関係でそういう政策もあるようであります。江南市もそういうふうに乗れたらいいんじゃないかと思うんですが、どんなもんですかね。

○水道事業水道部水道課長　　今のお尋ねでございますが、揚水量を下げていくという方針は、令和[※]6年12月ですかね、全員協議会でもお認めをいただいて、今その方針で進めております。

揚水量を下げるということは、議員おっしゃいますように、おのずと県水のほうが上がるということになりますが、今、施設への影響ですとかそういったことを鑑みながら、試行的に揚水と県水のバランスを今調整しながら、県の要綱に沿うような方向でさせていただいております。

結果につきましては、今は試行中ということで、今こういう状況です、割合がこうですということは申し上げられませんが、今いただいた御意見も少し念頭に置きながら、今現在は全員協議会で御説明した方針で進めさせていただいているということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○堀委員　　県の要綱に沿うんじゃないかと、江南市の要綱に県に沿ってもらわないかん。それぐらいの気持ちになってもらわないと、やはり財政状況を鑑みると、江南市は江南市の対応をしないと、ほかの市町と、財政状況豊かなところと同じような形でやっておってはよろしくないと思うよ。しっかり江南市の要望というか、それに沿ってやれるような形で。

この間もちろっと市長が、揚水にすると地盤沈下がどうのこうの言ってみえたけど、江南市のほうは地盤沈下はありません。あま市、津島市のほうはあるよ。あちらは必ず地下水をくみ上げ過ぎると地盤沈下があるんですが、江南市は砂礫層とって地盤沈下はありませんから、そういうこともしっかり研究して、そういう理由を上げて、県のほうに江南市の要望に沿った政策をしていただきたいというのをしっかりとってください。要望です。

○水道事業水道部水道課長　　今のお話を踏まえまして、県のほうと話をさせていただきたいと思います。

○委員長　　要望ということでよろしいですか。

○堀委員　　要望というか、ちょっと部長、しっかりそういう点、分かっておられないかんよ。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長　　今お話しいただいたこと、重点支援金のことも含めて要望としてしっかり承りましたので、よろしくお

※ 後刻訂正発言あり

願います。

- 堀委員 はい、頑張ってください。
- 委員長 よろしいですか。
- 堀委員 はい。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算(第6号)のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の158ページ、159ページの中段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

1目の河川費に94万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

159ページの説明欄をお願いいたします。

人件費等といたしまして98万7,000円の増額補正を、企画調整事業といたしまして4万3,000円の減額補正を、雨水貯留施設整備事業といたしまして、古知野南小学校における雨水貯留施設整備事業について、期間を令和7年度から令和9年度とする限度額7億100万円の債務負担をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の6ページに雨水貯留施設整備事業の位置図を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

ページをはねていただきまして、議案書の162ページ、163ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。

1目の下水道費に919万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

163ページの説明欄をお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として919万2,000円の増額補正をお願い

するものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第117号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 159ページの雨水貯留施設整備事業のことで、直接ではないかもしれませんが、これは古知野南小学校のところの雨水貯留施設の債務負担行為ということで出たんですが、以前古知野西小学校も同時進行で行っていきような話があったと思うんですけれども、その辺はどういうふうになっているのか、分かれば教えてください。

○水道部下水道課長 古知野西小学校につきましては、現在詳細設計のほうを進めているところでございます。

整備時期につきましては、もともと古知野南小学校の整備が完了した後に、古知野西小学校の整備を進めるという予定であります。今のところ具体的な整備年次は定まっておられませんけれども、古知野南小学校が完了した後に、予定どおり整備を進めていきたいとは思っております。

○委員長 よろしいですか。

○三輪委員 順番ということだと思っておりますけれども、本当に最近の雨の降りようがひどいので、やはり住民の皆さんは一刻も早くということですので、もし前倒しというか早くできるような状況があれば、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の156、157ページ、

上段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費で209万7,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄をお願いいたします。

人件費等で210万1,000円の減額、その下の企画調整事業で4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、はねていただきまして、議案書の158、159ページ、上段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費で債務負担行為をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業で年間を通じて工事を平準化するため、令和7年度から令和8年度の期間で、5,000万円を限度額とする債務負担行為をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　道路側溝・舗装等整備事業を債務負担にすることでどのような状況になりますか、来年度の予算のところですね。

○土木課長　来年度の予算につきましては、土木課としましては例年並みの予算要求、3億円をベースに予算要求してまいりたいというふうに考えております。

しかしながらその中で、5,000万円を債務負担行為をすることで、少しでも4月、5月、6月のなかなか工事が発注できない期間に関してを前倒しすることによって、建設業者の経営の安定化や休日確保など、労働環境の改善につながる効果を期待することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○堀委員　そういうような目的のために債務負担するということなんですね。

それに関連して、実は江南市の市道に関して、非常に穴があちこち多い。

特に後飛保和田線とか、それから和田のあれは江南愛岐線か、どこだったかな、江南岩倉線か、幹線道路。あの道路のいわゆる大型車が通過する道路の片側車線の2か所、ずうっとね、穴が非常に多いし、どんどん大きくなっている状況です。

それと同時に、舗装した土木の業者によって、よく穴が下がるどころと、しっかりと穴が下がりにくいところ、これはどういうわけだと聞いたことがある、業者に。そうしたら、あの会社にはもう舗装はやらせんほうがええよというような、これは裏話だけどね、こういうのも聞いたことがあるんですよ。

現状を見てもらおうと分かるけれども、本当に穴ぼこ。ねえ副主幹、あんたの近所。それでしっかり土木課として見ておるかどうか。道路を江南市内巡回して見ておるかどうか。それとも市民の情報を聞いておるか。職員の情報を聞いておるか。職員に、通勤時間帯にそういうところを見かけたら報告してくれということをやっておったでしょう。今やっておるか。そういうことも含めてどういう状況ですか。

○土木課長 御指摘のとおり、江南市内の道路のほうに関しましては、なかなか私どものほうで行き届かない点多々あるかと思えます。

その中で、我々のほうも悪い箇所を優先度を計りまして、悪いところから順にやらせていただいているところがございます。委員がおっしゃられる江南岩倉線、今年度もちょっと工事のほうを部分的に、藤里小学校の北側の辺りとかも今発注している段階でございますし、御指摘のとおり、悪い箇所は定期的に見回りはして確認はしておりますが、なかなか全てにおいて完璧な状態とは言えない状況でございます。

そういった中で、現場のほうの監督も、今日もアピタの北側のほうの舗装工事をやっておりますが、そういったところも担当職員も現場のほうに随時張りついて指導・監督しているところがございます。

まだまだ至らない点がございますが、職員のほうからの通報システムも現在も動いておりますので、そういったところも私も含めて、行き帰りの道中で舗装が悪い箇所を発見できたらすぐに対応しているような状況でございます。なかなか予算のほうも厳しい状況ではございますが、そういったところ

も優先順位を計って修繕に図ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

- 堀委員　先ほどの話で来年度も今年度と同じような予算で要望したいということを書いてみえましたが、やはり多少なりとも増やすような感じで、再来年は統一地方選挙もありますので、各議員の要望も多くなるのではないかなあというふうに思うわけです。来年度は多少なりとも、たとえ5,000万円でも1億円でも増やせるような形で進めていただきたいというように思いますので、よろしく願いします。

〔挙手する者あり〕

- 委員長　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。
- 大藪議員　ありがとうございます。

今の堀委員の補足になるんですが、通報のシステム等があるというふうに今おっしゃったんですね。私もそこは知っているんですが、残念ながらこれはほかの課のほかのイベントと違って、道路は年がら年中のことですよね。やはり市の広報のほうに毎月のようにきちっと、こういうものがあるよということを小さい記事でもいいので載せておかないと、ほぼ市民の皆さん、年に1回ぐらい載せただけでは分からないので、さっき課長がずっと見て回っているというふうに言ったんですが、皆さんの目で見て回るよりは、市民の目を使えばいいと僕は思っているんです。ですから、広報のほうに載せることによって、そういった人件費だとか職員のお仕事を少し減らすこともできると思うんで、その辺はどのようにお考えでしょうか。

- 土木課長　今議員が言われているような広報の頻度がちょっと薄いんじゃないかという御指摘でございます。

こちらのほうも、我々のほうもまだ行き届かない点があるかと思っておりますので、広報やホームページの更新、そういったところをもう少し充実を図って、

市民の方にも通報していただけるようなシステム構築ができるように心がけたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大薮議員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 建築課が所管する補正予算について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の156ページ、157ページの下段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費で315万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、右側説明欄をお願いいたします。

人件費等で316万5,000円の増額補正を、その下、建築確認審査等事業で1万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について説明いたしますので、議案書の160ページ、161ページをお願いいたします。

上段の8款4項1目都市計画費で、内容につきましては161ページ、説明欄をお願いいたします。

人件費等で1,264万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　議案質疑でもいろいろ聞いたんですが、ちょっといろいろあるので、お願いします。

まず、これは本当に予備設計としての額が……。

〔「課が違う」と呼ぶ者あり〕

○委員長　次ですね、これは。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案書の108ページをお願いいたします。

第3表　繰越明許費補正としまして、8款4項都市計画費に、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）を掲げております。

続きまして、歳出でございます。

議案書の160、161ページの下段をお願いいたします。

8款4項2目都市整備費で3,623万5,000円の増額と繰越明許をお願いするものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。

人件費等で917万3,000円の減額、その下、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）で4,540万8,000円の増額と繰越明許をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の7ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　先ほどはごめんなさい、焦りました。

議案質疑でもいろいろお聞きしたんですが、ちょっとまだよく分からないところもあるのでお聞きしていきます。

これは大変予備設計の額として大きいんですけども、この整備工事、全体として、この豊田岩倉線整備と西之島交差点改良、これも含めると言うんですけども、これは全体で大体幾らぐらいになるという予測なのか、分かれば教えてください。事業費です。

○都市整備課長　　まず今回、この整備費につきましては、今回の道路予備設計で概算のほうを出してまいりたいと思っておりますので、現時点ではちょっとまだお幾らという形でお示しすることだけできませんので、よろしく願いいたします。

○三輪委員　　昨年12月の全員協議会のところの資料にあったのが、その18億6,000万円というのが出ていたんですが、ちょっとこれは担当課が違うのかもしれないんですけども、それにこの今回の整備費も入っているのかどうかというのがちょっと知りたいんですが、そこはどうなんでしょうか。

○都市整備課長　　周辺整備費という形での見込み額を計上していただいておりますというふうに考えております。

○三輪委員　　そのときに、その資料の中では国庫交付金が6億90万円というのも入っていたんですけども、今回、予備設計については何もその補助がなしで単市事業ということなんですけれども、ここら辺は変わっていないんですかね。

○都市整備課長　　今回の測量設計委託につきましては道路の予備設計に当たるもので、こちらにつきましては国庫の補助制度がございませんので、今回単市事業でお願いするものでございます。

○三輪委員　　これはもともと都市計画道路というふうになっていたところだと思いますので、そうすると、予備設計だけが補助なくて、詳細設計から補助対象ということの答弁だったと思うんですけども、ちょっとこの意味がよく分からなくて、ほかの都市計画道路でもこういう状況で、予備設計は補助でなくその後ということになっているんでしょうか。

○都市整備課長　　補助制度につきましては県のほうとも確認させていただいておりますが、道路工事に伴う詳細の設計、ここからは補助対象にはなるとい

うことですが、その以前のこういった予備設計に当たるものに関しましては補助制度がないというふうに聞いております。

○三輪委員 都市計画道路として、今の話ですと都市計画道路というふうであっても、とにかく予備設計はどこでもそれは補助の対象にならないということで、もう一回確認ですが、そういうことなんですね。

○都市整備課長 はい、そのとおりでございます。

○三輪委員 確認なんですけど、今回その企業庁が土地の地域内、今回のところを急いでやることになってちょっとその認可手続が間に合わなかったとか、そういうことではないんですね。ちょっと確認です。

○都市整備課長 事業認可等とは関係なく、今回発注の業務内容について補助ではないということでございます。

○三輪委員 ああ、そうですか。

あと、特にその西之島江南線の交差点というところがかなり、ここを改良するとなると、前の12月の全員協議会でも7億円程度というふうになっていたんですが、結構倉庫だとかおうちとかがあって、多分幅を広げるとなると、そこをちょっとのいてもらわなくちゃいけないとか、そういうことでかなりかかっているんですけど、その辺は進めていくという、そういう予定でしょうか。

○都市整備課長 今回の予備設計で交差点改良の必要性等も改めて検証させていただきますので、その後、必要があれば拡幅等も実施する必要があるかというふうに考えております。

○三輪委員 そういう費用も含めて、前回出たのが7億5,888万円ということだったんですが、その程度の費用でここが、交差点改良はできるという予想でよろしいのでしょうか。

○都市整備課長 先ほどもお答えさせていただきましたが、今回の予備設計等でそういった事業費等も改めて検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

○三輪委員 今回の予備設計で、ひょっとしたらちょっと変わっていくというか、そういう可能性もあるのか、これはもうとにかく進めるというところなのか、その辺をちょっと確認します。

○委員長 経済環境部長から発言の申出がありましたので、それを許可してよろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○三輪委員 この質問だけ答えてもらって。

○都市整備課長 今後、整備につきましては、この曾本地区の企業誘致の計画の進捗に合わせて、こちらのほうも計画のほうを進めてまいりたいというふうには考えておりますので、お願いいたします。

○経済環境部長 すみません、失礼いたします。

三輪委員のほうから今、以前全員協議会のほうで出ささせていただきました内訳を基にした質問をいろいろしていただいておりますけれども、全員協議会で出した資料、こちら取扱注意ということで、総額のほうはこれまでも議会の一般質問等でお示しをしておりましたけれども、少し内訳のほうはお出しできないというところで、御承知おきのほうをいただいた上で発言のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○津田委員 今取扱注意という話を伺ったので、ちょっとためらいますけれども、今回4,500万円の内訳と、必然性が分かるものは説明いただけませんか。

○都市整備課長 今回お願いしております測量設計委託でございますが、この中には、先ほど申しました道路の予備設計に当たるもの、そしてその設計に合わせて行う測量業務、そして交通量調査、また地質調査や用地調査等を含めて実施するものでございます。

それぞれの積算に当たりましては、県の積算基準等に基づき算定させていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○津田委員 妥当性ということで、今回4,500万円というのが高いのか安いのかというのが分かる説明をというつもりで質問させていただきましたが。

○都市整備課長 一概に過去の測量業務の全く内容が同じものというのとはございませんが、一つの例で申し上げますと、令和5年度に江南通線で同様の設計業務を発注させていただいておりますが、この場合は100メートルの区間で事業をやらせていただいておりますが、このときは約540万円ほどの

費用がかかっております。今回は全長約1.1キロメートルの延長で今回上げさせていただいておる4,540万8,000円のほうを計上させていただいておりますので、お願いいたします。

○委員長 いいですか。

○津田委員 分かりました。

○委員長 ほかにありませんか。

○堀委員 そもそも論だけれども、これを進めることによって事業認可がされる可能性が高くなるのか、どうですか。これをしなければ事業認可が下りないとか、県の企業庁の要望なのか。

○経済環境部長 企業庁で進めるに当たって、今回の業務というのは必須となりますので、よろしくお願いいたします。

○堀委員 企業庁を使うことにより、こういうようなことが、もう4,000万円だったかな、予算は。この莫大なお金がかかるわけですよ。もっと根本的に考えて、企業庁を抜きにして進められないの。企業庁抜きにして江南市単独で。それは部長に聞かないかん。

○経済環境部長 市単独でというお話なんですけれども、企業庁のメリットですね、エリア内の用地の取得だとか造成費用のほう、こちらのほうを一時的にでも市単独でやろうとすると負担する必要がございますので、そちらについては財政的に非常に厳しいと思われれます。企業庁のまたメリットとして、用地の売れ残りのリスクは以前もお話しさせていただきましたけれども、企業庁が負うというところで、そういったところのこともありますので、市単独というのは非常に厳しいと考えます。

あと、すみません、道路整備については、手法はどんな手法を取ろうとも、やはりこちらの場所に企業を誘致するという事は道路整備というのは必要になってきますので、そういったところから、今回、都市整備課のほうで上げている事業費というのも必須となると考えます。

○堀委員 確認ですけど、設計の総額は幾らになるんですか、大体。

○都市整備課長 今回の測量設計委託といたしましては4,540万8,000円のほうを計上させていただいておりまして、この費用で測量及び予備設計のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

- 堀委員 4,500万円は高い。普通から考えて、その道路の設計のみで4,500万円は高い。どこから割り出したかこれは分らんけれども、物価本だろう、県の大体基本は、違うの。
- 都市整備課長 今回の測量設計でございますけれど、先ほど申しました道路予備設計とか測量業務等、これに関しましては県の歩掛かり等に基づき積算をさせていただいているものでございます。
- 堀委員 前々から申し上げているんですけど、県の物価本って見本があるんですよ、見本が。それに沿ってやると非常に高くなる。市単独でそれをやると、半分ぐらいになると思いますよ。だからそういう、いわゆるなかなか仕事が煩雑になる可能性も増えるかもしれませんが、ブック本をやれば簡単なんです。見本がここにあるんだから。そうじゃなくて、やはりそれもしっかり見据えて、どちらが有利だというようなことを考えて、考慮していただきたいと思いますが、いかがですか。
- 都市整備部長 すみません、ちょっと休憩を入れさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 委員長 暫時休憩します。

午前10時33分 休 憩

午前10時43分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 質疑を続行いたします。
- 先ほどの堀委員の質問に対する答弁を求めます。
- 都市整備課長 お時間いただきまして申し訳ございませんでした。
- 今回の測量設計委託料を計上するに当たりまして、コンサル等から見積り等も徴収をさせていただいておるところではございますけれども、金額的にはこの県の歩掛かりのものとはほぼ同等のものがあるということで、市としましてはこの県の歩掛かりを標準として積算をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員 もう一回確認をしますが、この道路は都市計画道路ではあるんだけど、予備設計の部分だけ補助が出ないということで、普通の道路事業

ではなくて都市計画道路の事業として進めるということでもいいのでしょうか。

○都市整備課長　　都市計画道路事業として整備を進めるものでございますが、今回の測量、予備設計に当たりましては、補助はないです。ただ、実際の道路整備に係る詳細な計画、詳細設計と言われるものですが、これ以降につきましては補助制度はあるというふうに聞いております。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　すみません、もう一つだけ、ちょっと別のことですが、豊田岩倉線と曾本工業用地の境目のところに農業用水がありまして、それが今回12メートル拡幅すると、既に換地処分はできているんですけども、その農業用水側にも拡幅するという必要が出るんじゃないかなというふうに思うんですけど、その場合、その農業用水がどうなるのか。改良区に対して、その農業用水への補償問題とか、そういうことが出ないのかどうかちょっと心配しているんですが、その辺りは何か分かることはありますか。

○企業誘致推進課長　　現在、豊田岩倉線に入っている用水は、土地改良で確保してある都市計画道路予定地の地下に埋まっているだろうというふうに想定しております。今後の予備設計で明らかにしていくんですけども、例えば今入っている管路が、今の計画では歩道になるところの下に入っているだろうという認識はしておるんですけども、もしそれが車道に出てくるような、車道の下に水路が埋まっているということであれば、当然移設補償になってきます。それはこの予備設計で明らかにしていきます。前回34億円示させていただいている中には、仮置きとして移設費は見込んでおります。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　はい。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員　　堀委員がやっぱり安く測量できたほうがいいよねと言われたことは、まあもっともだなというか、そういうことが可能であればぜひとも安く入札いただきたいなあという部分はございますが、反対的な意見を言われる方に対してちょっと反駁的な考えにはなっちゃうんですけども、今回、一応都市整備部が仕事としてやらしてくれということに対して、反対の意見を持たれている方は、そもそも企業誘致推進課のやることに口出してわあわ

あ言っておるだけであって、これは過去、皆さん方も理解されていると思うんですけど、令和2年に附帯決議したときに一回立ち止まったわけですね。それでその後に、令和5年の改選時にそこも議論の一つになって、市民の方は推進される首長を推したわけでございます。その辺りで我々議会も改めてこの事業を前向きに進めていこうという、当局側の後押しをするという方向になったんだと僕は思っているんですけども、その辺り、また止めるんかよという、市民があきれ返る、議会は何やっておるんだということになりかねませんので、その辺り、どのみち市全体として考えたときに、要る仕事の一つだとは思っていて、そこの次のステップとして県の企業庁というか企業誘致推進課のお仕事を、議会の何か感情論でちょっと動かしたらあかんだろうと思っていますので、その辺りちょっと御意見させていただこうと思い、時間しゃべらせていただきました。すみません。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　すみません、ちょっと今の話で、ええっという感じなんですけど、やっぱり今この江南市が本当に財政難で大変という状況の中、今これを進めていくかどうか、本当にこれを進めて、10年後、20年後、誰が責任取れるんかというところもありますし、やっぱり本当に企業庁主導で、企業庁がどんどんいろいろ、例えば遺跡のも、岩倉市の場合半分出たのに今度は出ないとか、本当に採算取れるのかどうか、ちょっと疑問になっているようなところ、まだ2次審査が通るかどうか分からない段階で、本当に市の予算をこれだけどんどん使っていくということについて、やっぱり疑問がある、本当にストップして考えるべきじゃないかと、そういうふうな……。

○委員長　三輪委員、これは質問でよろしいですか。

○三輪委員　ちょっと今そういうことを言われたので、ごめんなさい、また……。

〔発言する者あり〕

○三輪委員　でも委員会だから……。

○委員長　委員間の意見交換ではなくて、質疑にしていただけたらと思います。

○三輪委員　すみません。じゃあそういうことで、また言います。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。

基本姿勢としては、尾関委員の言うとおりで、私たちは反対はしていません、全く。ただ、そのやり方の問題なんですけど、ちょっとこれを見ていて、これは焼却場の二の舞じゃないかなあと思っているんですね。相手の言いなりになって、相手の口車に乗って、全部相手の言いなりでやっていくことが、この市の市民のためになるのかどうか。大変残念なことではございますが、この市は、市民みんなで交渉能力のない市長を選んでしまったんですよ。

だから、これは交渉能力をどのようにやっていくかということをお聞きしたいんですけど、今後誰がこれは交渉していくんですか。全部言いなりなんですか、それとも誰か交渉しているんですか。これを質問します、大事なことですからしっかり教えてください。

○経済環境部長　今大藪議員の御質問、埋蔵文化財の11億円に関して、交渉がうまくこちらの意向が通らなかったということも含めてということですかね。

埋蔵文化財の費用については確かに、まず岩倉市は半額が出たという実績はございますけれども、今回、前回の全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、江南市についてはこの埋蔵文化財の費用を県が負担をすると、この採算性が出ないというところがあり、出していただけないというところなんですけれども、じゃあ交渉はどうしたのかというところなんですけど、やはりこれは副市長が最終的には、相手の企業庁のほうは部長でしたけれども、と調整を取った結果、協議をした結果、最終的には今の形となったというところ

でございます。

全体と言われましたので、今後につきましては、例えば県道の整備、また豊田岩倉線の整備、こういった周辺道路の整備に当たって、県のほうから、また国庫だとかこういったところがいただけるように、市長以下、精力的に交渉のほうをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員　私が聞き及んだところによりますと、さして交渉はしていないと聞いています。県のほうから言われたのをほぼ、ああそうですかといって持ってきているような感じというふうに聞き及んでいます。分かりません、これ真実はそこにいませんから。だからここはちゃんと、市長の交渉能力のないところをちゃんと補完してやっていただきたい要望で終わります。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありました。会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○須賀議員　ありがとうございます。

実際、埋蔵文化財の関係で、今の半額持っていただけのような話を今までずっと全員協議会で言ってきたんだけど、それが駄目になったという、これは協議じゃなくて何か報告があったんですけども、そもそもそんな重大なことを報告でということ、議会の協議もなしに決めてきちゃったことが何か非常に腑に落ちないもので、これってひょっとして自分たちで、市長たちが決めてきたということは、半分負担していただけるということ、よろしいんでしょうか、その確認なんですけれども。要は、市長とか市の幹部たちがその分持つよということ、自分の責任において決めてこられたというふうに私は理解しておるんですけど、そういうことよろしいんですね。

○経済環境部長　　まず、埋蔵文化財の費用については、そういった半分持っていたいただいた岩倉市の事例を具体的に出して、こういったこともあるというお話はこれまでもしてきましたけれども、埋蔵文化財の費用というのはこの34億円の中にもともと入っておりますので、そういった意味で、断定して半分出していただけるという説明をしてきたことではないというところはまず御理解ください。

埋蔵文化財については、協議で費用の負担をどうするかというところが決まってくるという、これはもともとの企業庁とのルールでございますので、協議した結果、今回は負担はいただけないというところが決まったという経緯でございますので、よろしく願いいたします。

そして、じゃあ、半分出していただけない分を市長、または市の幹部で持つかというお話については、そういったところは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○須賀議員　　もしそうであるならば、議会にちゃんと協議して、それなりの了解をもらった上で県に返事するのが筋だと思うんですけども、それをせずして決めてきたということは、やっぱりそれなりの腹があったんじゃないかというふうにしかなれないんですけども、なぜ議会とそういったことの協議ができずに進めてみえるのか。いろんなこと、これだけに限らずいろんなこと、そうだと思うんですけども、なぜこんなことすら協議できずに進めておるのか、こんなことではちょっと先行き不安でならんもんで、ちょっとその辺、どう考えてこういうことになったのか、ちょっと教えていただけませんか。

○経済環境部長　　大変申し訳ございません。過ぎたことについては取り返しのほうはつきませんけれども、今後、重要な案件があれば、議会のほうに御相談しながら進めさせていただくというところで御理解のほうをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○須賀議員　　取り返しがつかないと今言われたんですけども、ひょっとしてこれからまだやる事業に対してどういう利益が出るのか、それすらも、一応概略設計や何かで積算した結果ではあるとは思うんですけども、じゃあ、例えば約束して取り返しがつかないということであるならばですよ、それを

例えば書面で約束してきたのか、口頭でただ単にそういう話合いがあったのか、その辺もちょっと明らかにしていただきたいと思いますので、その辺、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

○経済環境部長　　まず、書面についてはございませんけれども、まず協議については口頭でやり取りしております。最終的にはメールでやり取りをしておりますので、そういったものについては残っております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　先ほどの部長の答弁の中で、埋蔵文化財の調査費用、初めから全部総額に入っておったという答弁だったでしょう。ほんなら、企業庁と相談しておらんということやがな。そうなんでしょう。

○経済環境部長　　こちらについては、企業庁との協議の上決まるということですので、当然事業費を組む上においては、最悪のケースを想定して、34億円の中には埋蔵文化財の発掘調査、こちらの費用については全額市のほうで計上しておりました。

○堀委員　　それを出す前に企業庁と相談をして、半分出していただけますということがあればええんだけど、それをやっていないわけでしょう。

○経済環境部長　　いえ、企業庁とは協議を正式に2回ほどしております、当然、1回目の協議では半分持っていたきたいという話もしました。2回目の協議の際には、採算が合う範囲で、半分にはこだわらないけれども、企業庁が出せる範囲で出していただきたいというお話をした上で、出せないという結果になったということでございます。

○堀委員　　今の答弁だと、企業庁としっかり協議をしたというふうには取れない。初めからそれを前もってしっかりと打合せをしてやるという、進めていくというならええんだけど、それに結局言いなりになって10割にしたんでしょう、企業庁の、最終的には。そういうことでしょう。企業庁の言うことを全部こちらがのんで出してきたわけでしょう。

○経済環境部長　　結果としては企業庁の主張をのんだということではございますが、それに至るまでについては、企業庁としては、これを市のほうがのまない企業庁施行はないよということも言われておりますので、そういった状況でのんだということになります。

○堀委員　その答弁では納得はできん。努力した経緯も分からないし、伺えないし、まさに企業庁の言うがままに進めているとしか取れない。都市整備部長、どう思われます。

○都市整備部長　今回の曾本の企業誘致につきましては、市のほうで進めていく事業ということで、市全体で進めている事業でございますので、私ども今回、補正予算でこの測量設計について予算を上げさせていただいたことについては、必要な事業だということで予算を上げさせていただいた次第でございます。

○堀委員　こういうことは、今議員からの指摘があったように、議会のほうへしっかりと相談をして、こういう状況になっておりますということを相談して進めていただくのなら結構だけれども、議会のほうにはまさに事後報告で、こういうことに決まりました、企業庁もこういうふうですと言うだけであって、その間の経緯、経過、さっぱり分からんわけですよ。だから我々としては、議員としては、それは指摘しないといかんということなんですよ。

そういうことの積み重ねがこの江南市の財政の逼迫状況につながってくるというふうに思うんです。ほんのささいなことですよ。その積み重ねがこういう江南市の財政状況につながってくるというふうに思うんですよ。

常に私が言いますように、議会と当局は五分五分であると一般質問でやりました。まさに五分五分であるということを踏まえて進めるならば、やはりもっと議会に対して相談をすとか、協議をすとか、報告をすとか、これが非常に必要だと思うんですね。そういういわゆる意思の疎通がないものだから、こうやって委員会等で指摘しないかんという状況になっちゃうんですよ。

この間の講演でもありましたように、いかに意思の疎通を図るかということが大事かということですよ。これが現在、江南市議会と当局のいわゆる欠如、欠けているという点だと思うんですね。そういう点、部長、見解を両部長に聞くわ。

○経済環境部長　今堀委員が言われましたことについてはしっかり受け止めて、今後しっかり進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○都市整備部長　　今堀委員が言われた議会の役割と当局の役割、ここをしっかりとわきまえて、十分に、今後相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○堀委員　　今の答弁は当然記録に残っていますね。はい、分かりました。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員　　1個だけです、質問は。

一般質問の冒頭でもちょっとお話ししましたが、この件に関して、今回のこの予算のことも含めて、今後、当局、それから議会、それから一般の方も含めて、こういった協議会できちっと話を進めていくという気持ちはあるかないか、これだけお聞きして終わります。

○経済環境部長　　委員協議会、または全員協議会、そういった場でしっかり状況というのは御説明しながら進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員　　はい、結構です。

そういった形で先に相談をしていただいて、それから動いていただくようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時07分　　休　憩

午前11時08分　　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第114号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 念のため、反対の方の挙手を求めます。

[反対者挙手]

○委員長 賛成、反対とも3名で可否同数となりますので、委員会条例第16条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決いたします。本案を可決いたします。

議案第116号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第116号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 すみません、先ほど一般会計補正予算のときに水道課で答弁させていただいた内容が一部誤っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長 訂正を許可してよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○水道事業水道部水道課長 すみません、貴重なお時間。

先ほど、揚水規制の削減について、私、令和6年12月での全員協議会と申し上げましたが、確認しましたところ、令和5年12月21日の全員協議会でのお話でしたので、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長 今の修正につきましては、採決に影響はございませんでしょうか。

[「ない」と呼ぶ者あり]

○委員長 影響はないですか、はい、承知しました。

それでは、引き続き説明を求めます。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書205ページをお願いいたしま

す。

議案第116号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額。

続きまして206ページをお願いいたします。

206ページは、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に係る説明書といたしまして、208ページから229ページにかけて、補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記及び補正予算事項別明細書を掲げております。

全て人件費等の補正に係る内容でございます。

その他補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第116号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第117号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第117号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 議案第117号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の231ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、231ページから232ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、234ページから247ページにかかけまして、補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

はねていただきまして、248ページ、249ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から最下段の2項5目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、250ページ、251ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、上段の1款1項4目総係費から最下段の6目減価償却費までを掲げております。

はねていただきまして、252ページ、253ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、上段の1款1項1目企業債、下段の5項1目国庫補助金を掲げております。

はねていただきまして、254ページ、255ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費から最下段の2項1目企業債償還金を掲げております。

内容につきましては、255ページの説明欄を御覧いただけますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員 最終ページの企業債償還金ですね、ここを補正で見直したというか、その経緯を教えてください。

○水道部下水道課長 今回の補正で企業債償還金が増額をしていることにつきましてですけれども、令和6年度末に借入れを行いました企業債の償還方法を元利均等と半年賦、借入利率を3.8%として予算計上しておりましたけれども、利率が2.0%となったことなどによりまして、償還元金が増加したことによるものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第117号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る10月15日及び16日に大阪府堺市、岡山県瀬戸内市を行政視察しました

報告書について、御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所管については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますので、お願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

- 委員長 続きます、行政視察についてを議題とします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

この件につきまして、去る9月の委員会におきまして、西尾市に視察へ行ってはどうかとの御意見が出され、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず、日程につきましては、令和8年1月16日金曜日午後1時30分から午後3時であります。視察先と調査内容につきましては、愛知県西尾市で、中心市街地活性化事業についてを調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。

それでは、よろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては、1月上旬に事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださいますようお願いいたします。

また、9月の委員協議会で御意見をいただき、正・副委員長に一任をいただいております日光川の調整池の見学については、工事の進捗具合の関係から、今年度については受入れが難しいとのことでありましたので、実施しないこととさせていただきます。よろしくお願いいたします。

研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきまして、去る9月の委員会におきまして、テーマを地域公共交通についてとお決めいただき、講師等については、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、中部大学工学部都市建設工学科教授 磯部友彦氏、日程につきましては、令和8年1月20日火曜日午後2時から午後4時としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　次に、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、意見交換の対象団体、テーマ等につきまして御意見を伺ったところ、意見が出されず正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和8年2月2日月曜日午前10時から午前11時30分、場所につきましては、Home & n i c oホール、江南市民文化会館の2階第1・第2会議室、意見交換を行うテーマと相手方は、道路等の危険箇所について及びごみ収集についてをテーマに、区長・町総代と行いたいと思います。

なお、区長・町総代には案内文を送付し、自由参加としていきたいと思えます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、そのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

皆様の御協議、御協力により、建設産業委員会を円滑に終えることができましたこと、心より御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

これをもちまして、建設産業委員会を閉会といたします。

午前11時22分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 岡地清仁